



令和8年8月18日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

災害対策基本法に基づき、立ち往生車両の移動等の作業を実施します

～立ち往生車両等を移動し、緊急通行車両の通行を確保します～

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、千葉国道事務所管内を区間指定し、立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、本日17時に下記の区間を指定しました。

当該区間においては道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

- 1、路線名：国道14号
指定する区間：千葉市花見川区～千葉市中央区
- 2、路線名：国道16号
指定する区間：千葉県船橋市～千葉県袖ヶ浦市
- 3、路線名：国道51号
指定する区間：千葉市中央区～千葉県香取市
- 4、路線名：国道357号
指定する区間：千葉市中央区～千葉県浦安市

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長 宮沢（みやざわ） （内線：205）

管理第一課長 三橋（みつはし） （内線：431）

道路指定区間

